

原議保存期間1年未満
(平成23年6月30日まで)

警視庁交通部交通総務課長
各道府県警察本部交通部長
(参考送付先)
各管区警察局(総務監察)広域調整部広域調整第二課長

事 務 連 絡
平 成 2 3 年 3 月 2 5 日
警察庁交通局交通規制課理事官

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う自動車保管場所証明事務(車台番号の変更等)の取扱いについて

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い、自動車検査登録予定自動車(以下「納入予定車」という。)が被災したことにより、自動車保管場所証明書(以下「保管場所証明書」という。)交付後、各地方運輸局等における自動車検査登録までの間に、納入予定車を変更せざるを得ない状況が見られるところ、このような場合における保管場所証明書の修正は、下記によることとしたので留意されたい。

(略)

本事務連絡による取扱いは平成23年6月30日までの間とする。

記

1 窓口申請による保管場所証明に係る修正

窓口申請により交付された保管場所証明書の車台番号の修正の申し出を受けた場合は、保管場所証明書に記載された旧納入予定車の車台番号を公印により修正し、新納入予定車の車台番号を記載すること。この際、別添様式「車台番号変更届」又は自動車販売店が作成したこれに代わる書類(以下「車台番号変更届等」という。)の提出を求め、新納入予定車の車台番号に誤りのないようにすること。また、提出を受けた車台番号変更届等を自動車保管場所証明申請書の原本に添付して保管するなど、修正の経緯を明らかにしておくこと。

申請者等に対しては、公印により修正した保管場所証明書に加えて、車台番号変更届等の写しを交付し、運輸支局等における登録手続においてこれらの書類が必要であることを説明すること。

2 ワンストップサービス（以下「OSS」という。）申請による保管場所証明に係る修正

OSS申請については、警察側のシステムでは登録データを修正することができないことから、1と同様の手続きにより警察署で保管している自動車保管場所証明手続きに係る原本（決裁を受けた紙の原本）を公印により修正して、その経緯を明らかにするとともに、運輸支局等に連絡の上、必要な書類を送付すること。

また、OSS申請について、車台番号の修正の申し出が運輸支局等に対して行われた場合は、運輸支局等から修正の連絡を確実に受け、自動車保管場所証明手続きに係る原本を修正すること。

これらの手続きに必要な運輸支局等との連携方法については、運輸支局等と十分な調整を図ること。

3 その他

- (1) 旧納入予定車と新納入予定車が同一型式・同一車種である場合に限り、本事務連絡による修正手続きを行うこと。
- (2) 保管場所証明書の交付前は、申請者等に対して申請書の訂正を求めるととするが、これにより難しい場合は、上記1に準じて、公印による修正を行っても差し支えない。
- (3) 被災者の負担軽減を目的とした自動車保管場所証明申請に係る手数料の減免については、各都道府県の条例を参照の上、知事部局と協議されたい。

別添様式

車台番号変更届

平成 年 月 日

警察署長 様

(納車責任者)

住 所

氏名又は名称

印

下記旧車台番号に係る車両については、去る、平成 年 月 日に発生した により、自動車登録の前に被災したことから、新車台番号に係る車両へと変更となります。

保管場所証明申請日	平成 年 月 日
受付番号 (ワンストップサービスによる申請の場合)	
申請者氏名	
旧車台番号	
新車台番号	